

国立大学法人信州大学と大町市との連携に関する協定書

(有効期間)

第5条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

国立大学法人信州大学と大町市（以下「両機関」という。）は、相互の発展に資するため、資源及び研究成果等の交流を促進し、文化、教育、学術等の分野で連携し、協力するため、平成19年12月10日付「信州大学と大町市との連携に関する協定書」（令和元年12月10日付最終更新）を更新し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両機関が包括的な連携のもと、文化、産業、医療、教育、学術等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 地域文化の振興に関すること。
- 二 地域産業の振興に関すること。
- 三 地域医療の振興に関すること。
- 四 教育及び人材育成に関すること。
- 五 生涯学習に関すること。
- 六 まちづくりに関すること。
- 七 学術研究に関すること。
- 八 インターンシップ等の現地学習に関すること。
- 九 施設の利用に関すること。
- 十 健康・福祉に関すること。
- 十一 自然・環境に関すること。
- 十二 その他両機関が必要と認める事項

令和4年12月10日

国立大学法人信州大学長

中村宗一郎



大町市長

牛越



（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

（守秘義務）

第4条 両機関は、この協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方からの承諾を得た場合は、この限りではない。